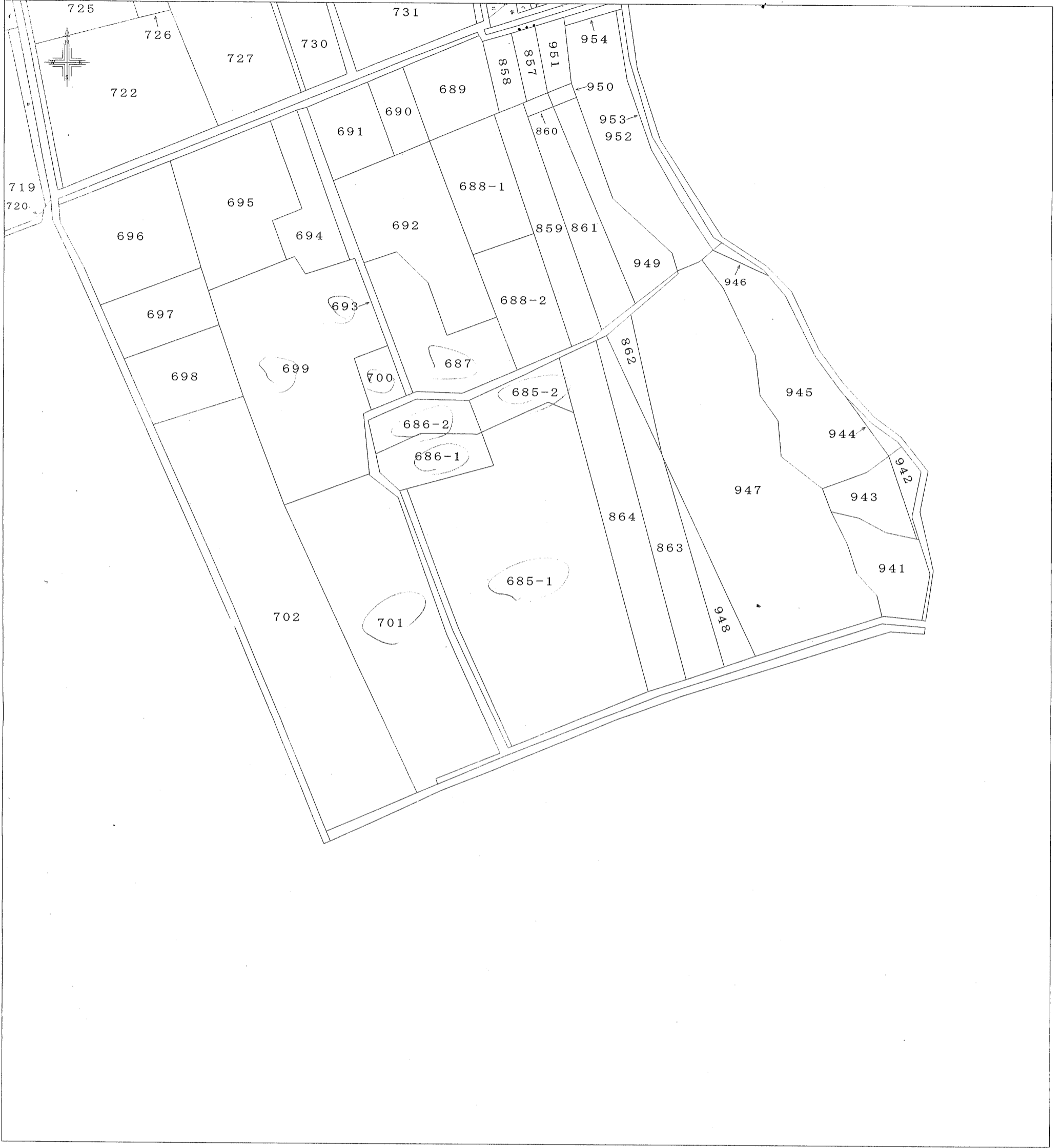


イ 718 へ 856
 ロ 721 ト 955
 ハ 853 チ 956
 ニ 854
 ホ 855



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	丸亀市土器町西1丁目	地番	685番1			
縮尺	1/600	補記事項					

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成20年2月25日

高松法務局丸亀支局

登記官 木田安江

